○農林水産省告示第七百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年六月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県揖斐郡揖斐川町西横山字川尻八の一〇（国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年六月五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県伊達市霊山町石田字大貝三の五・三の六・三の八から三の一一まで・四の九・四の一〇・四の一一・四の一四（以上九筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○国土交通省告示第六百六十一号

船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第五条の規定に基づき、船舶の消防設備の基準を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年六月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

船舶の消防設備の基準を定める告示の一部を改正する告示

船舶の消防設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十六号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項第四号から第七号までを次のように改める。

四　旅客定員が三十六人を超える第一種船又は第二種船（第二種船にあっては遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶（限定近海船を除く。）に限る。）には、前号の容器に異物が混入することなく酸素又は空気を再充塡することができる装置であって、次に掲げる要件のいずれかに適合するもの及びそれぞれの呼吸具ごとに予備として前号の容器（呼吸具に取り付けられた容器と互換性を有するものに限る。以下同じ。）を二個（旅客定員が三十六人を超える第二種船（遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶（限定近海船を除く。）に限る。）にあっては一個）を備えること。

イ　主電源及び非常電源から給電されるものであり、一分間に六十リットル以上四百二十リットル以下の容量の酸素又は空気を圧縮できること。

ロ　一の自蔵式呼吸具につき千二百リットル以上五万リットル以下の酸素又は空気を高圧で圧縮できること。

五　外洋航行船（船舶設備規程第二条第一項の外洋航行船をいう。）（旅客定員が三十六人を超える第一種船及び第二種船（第二種船にあっては遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶（限定近海船を除く。）に限る。）並びに限定近海貨物船（船舶設備規程第二条第二項の限定近海貨物船をいう。）を除く。）には、それぞれの呼吸具ごとに予備として第三号の容器を二個備えること。ただし、第三号の容器に異物が混入することなく酸素又は空気を再充塡することができる装置を備える場合にあっては一個とすることができる。

六　前二号に掲げる船舶以外の船舶には、それぞれの呼吸具ごとに予備として第三号の容器を一個備えること。

七　再充塡することができる装置を備えない船舶にあっては、呼吸具が訓練において使用されることにより、前二号に規定する予備の容器の数量を下回らないこと。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、平成二十六年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条　施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（総トン数五〇〇トン未満の旅客船及び総トン数五〇〇トン以上の船舶（船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶（同項第二号の船舶にあっては自ら漁ろうに従事するものに限る。）を除く。）であって、国際航海に従事するものを除く。）については、施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査が開始される日の前日までの間は、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○国土交通省告示第六百六十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年六月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

仏沢川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路敷のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

静岡県賀茂郡西伊豆町田子

字長野　三九一番

三九二番一及び三九二番二

三九四番一及び三九四番二

三九五番一

三九五番三

三九七番

三九八番三

字向長根　一九六九番から一九七一番まで

字野田平　一九七二番から一九七四番まで

○国土交通省告示第六百六十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年六月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

丸岡谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十五年国土交通省告示第三百七十三号で指定した土地の区域を除く。）

和歌山県新宮市南檜杖

字丸岡　一〇四番　一号

一〇八番一　二号

一一一番　八号及び九号

字蛾ヶ谷　五三四番二　三号及び四号

五三七番一　五号から七号まで

○国土交通省告示第六百六十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年六月五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

久保ノ尾川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福岡県飯塚市八木山

字一ノ谷　二八七六番　一号

二八九〇番一　二号及び十八号

二八九二番一　三号及び四号

二八九四番一　五号

二九〇一番　六号

二九〇四番　七号

二八九六番　八号

二九一二番　九号から十一号まで

二九三三番　十二号及び十三号

二九二八番　十四号及び十五号

二八七八番　十六号及び十七号

二八八一番一〇　十九号

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

和歌山県日高郡印南町大字古屋

字畑間　四二一番

四二二番

四二三番

四二四番一

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

和歌山県日高郡印南町大字古屋

字大庄田　一七一番　一号

一六四番　二号から五号まで

一六三番　六号

一六〇番　七号及び八号

一五八番四　九号から十一号まで

一五九番一　十二号

一六一番一　十四号

字畑間　四二〇番一　十三号、十六号及び十七号

四二〇番二　十五号

四二四番一　十八号及び十九号